

2007(平成19)年度 法学既修者選考試験問題

刑法

(90分、総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題用紙は、表紙をふくめて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

藤崎太郎 は、福岡市にある飲食店の接客婦 西新花子 と馴染みになり、同店での遊興を重ねた末、ついに婚約をする仲となったが、遊興が過ぎたため、同店への数十万円の借金をはじめ、飲食店数箇所での借金が合計800万円を超える額になってしまった。やがて、両親にこれらの遊興・借金の件を知られて生活態度を譴責されると共に、花子との関係も知られて同女との交際を絶つように強く迫られた。太郎は、最近になって同女を重荷に感じ始めたこともあり、同女と関係を断ち過去の放縦な生活を一切清算しようと考え、平成17年5月23日頃同女に対し別れ話を持ち掛けたが、同女はこれに応じず「別れるくらいなら、いっそ一緒に死にたい」と心中を申出たため、別れ話は不調に終わった。

そこで太郎は、同女との心中にかこつけて同女を毒殺しようと企て、毒物入りカプセルと、外観上は同一の空カプセルを二種類用意し、同年6月5日、花子を近郊の旅館に誘った。そして、同日夜10時過ぎ頃、その一室において心中の話を持ち出し、初めから同女のみを毒物中毒で死亡させる意図で、カプセルをとりだして「このカプセルを飲めば間違いなく死ぬるので、二人で一緒に飲もう」と持ちかけたところ、花子は頷いて茶碗に水を二人分用意した。そして、まず太郎が自ら空のカプセルを嚥下してみせたところ、花子も太郎の顔をじっと見て口を開けたので、太郎がその口に毒入りカプセルを差し入れたところ、花子は自ら茶碗をとって水と共に嚥下した。太郎はしばらく様子を見ていたが、やがて花子が苦しみだしたので、10時30分頃、毒物が効き始めたと判断して、同女を残したまま旅館を立ち去った。ところがその旅館では、夜10時30分から戸締まりの確認のために警備員が旅館内を巡回する規則になっており、10時45分頃、同室の前を通りかかって花子のうめき声を聞きつけた警備員が、苦しんでいる花子を発見した。花子は、直ちに救急病院に運ばれ、11時頃より解毒の治療を受けたが、翌6日朝2時36分、毒物の中毒作用による急性心不全により死亡した。

後の捜査で、花子の嚥下した毒物の量は、放置すれば死に至る程度の量はあったものの、解毒の容易な毒物であり、2時間以内に対処すれば、一次的な筋肉の麻痺・痛み、吐き気・嘔吐、心臓の不整脈、意識混濁程度で収まるものだったが、当日の宿直医が、毒物症状の判断を誤り、解毒処置を誤ったために死亡したものであることが判明した。法廷で証言した鑑定医は、「救急病院の医師としても通常はありえないミス」だと評している。

藤崎太郎の罪責を論じなさい。但し、自己の見解の提示にとどまらず、対立する学説や判例の状況に言及すること。また、毒物及び劇物取締法などの特別刑法に関して検討する必要はない。

余白

余白